

第4回花緑検討小委員会（2月19日）における 主なご意見等とその対応

ひょうご花緑創造プラン改定に関するご意見（1/3）

	ご意見等	回答・対応
プラン改定の視点等（人口減少下における都市の在り方等）	人口減少が急速に進んでいる中で、 都市や農村地域の再編なども考慮しながら考えていける というのではないかと。今後は手入れされない空き地や荒れた山が増えてくる。そういったところをどうするのかという観点も踏まえて、プランの方針を定められるといいと思う。	これまでのひょうご花緑創造プランは、県民、民間企業、行政の参画と協働による花と緑のまちづくりの方向性を示すことを目的としており、都市づくり等に関するビジョンは掲げていませんでしたが、左記のご意見をいただいたこと、及び改正都市緑地法（R6.11施行）に基づき都道府県が「緑の広域計画」を策定できることとなったことを踏まえ、以下のとおり対応することとします。（→資料2-2、2-3）
	気候変動、生物多様性、Well-beingのほかに、 地域や都市の在り方に着目した視点もあるのではないかと 。今後、人口の取り合いになることが想定される中で、 どのようにして住みたくなる地域にしてい くか、 ブランドやイメージをどのように示すのか 。上位計画にも示されていると思うが、それを都市づくりの面からどう実現するのかということも見据えつつ、もう1つ、柱があってもいいのではないかとと思う。	▶ プランは「緑の広域計画」（令和9年度策定予定）に統合移行し、緑に関する計画を一本化 ▶ 広域計画は、ひょうご都市計画基本方針※で定められる都市づくりの方向性や都市計画区域マスタープランを踏まえて策定 ▶ 国が定めた「緑の基本方針」（R6.12）では、気候変動対策、生物多様性確保、Well-being向上が目標の3本柱になっているが、広域計画の策定に際しては、これらに加え「都市の魅力・活力向上」の視点を盛り込む
	人口減少を背景とした 地域間競争の中で、兵庫県のブランドイメージや品格をどのように打ち出して いくか、ということが問われる時代になりつつある。神戸空港の国際化も踏まえた上で、良いまちだと評価してもらえることを目指さないといけないのではないかと。比較される時代の中、 生き残る地域をつくっていくための環境形成において、花緑は重要 になってくる。	※ひょうご都市計画基本方針（令和7年6月策定） 人口や経済状況、地球環境への配慮など社会を取り巻く環境の変化を勘案し、広域的な視点から今後10年間の県全体の都市づくりの考え方や方向性を示す方針。都市計画区域マスタープランはこの方針に基づき策定される。 ひょうご都市計画基本方針 都市づくりの方向性… - I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり - II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり - III 環境と共生する都市づくり

ひょうご花緑創造プラン改定に関するご意見 (2/3)

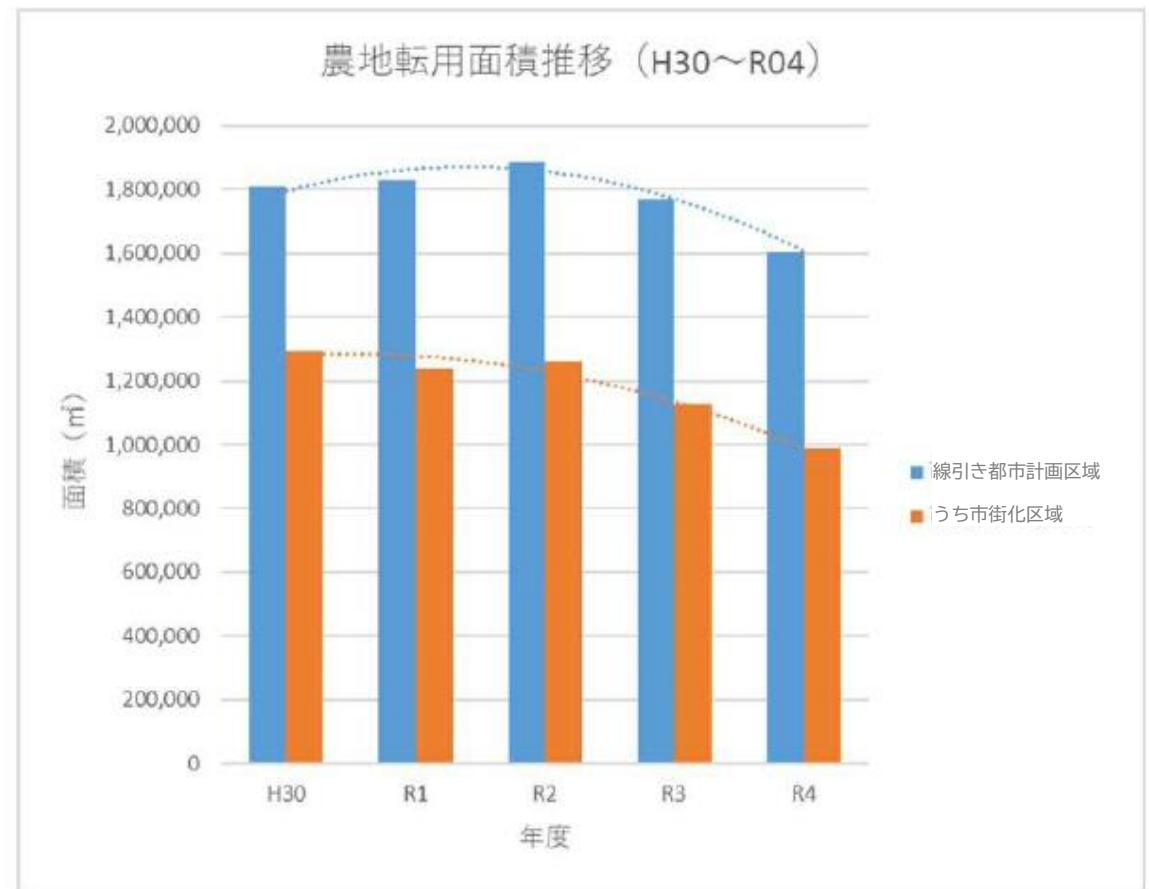
	ご意見等	回答・対応
基本目標	次期プランの基本目標は、資料の「花緑を取り巻く潮流・社会状況」に対応させて、気候変動、生物多様性、Well-beingの観点からの指標を入れたほうがいいと思う。例えば、気候変動はCO2削減量や気温低減効果、生物多様性はOECM（国立公園等の保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）登録箇所数、Well-beingは健康維持のために緑地を使う人の割合や満足度などが考えられる。	「緑の広域計画」策定に際して、現況調査（R8実施予定）の結果や、国の基本方針で示された目標、また、本県の関連計画（兵庫県環境基本計画、生物多様性ひょうご戦略等）を踏まえ、本県実情に応じた目標・指標の設定を検討します。
	基本目標の新規項目として挙げられている積極的に意思を持って花緑に関わる人が増えるような指標は、県民性を表現する上においても、良い指標ではないか。 また、個人だけではなく、法人の関わりを増やすという観点で、県民まちなみ緑化事業の申請における民間事業者の割合に着目しているが、これも面白い視点だと感じた。	—
	（市街地の緑地割合の目標案（30％）について） 緑地割合に関して、衛星データ上は、県民まちなみ緑化事業で整備されるような小規模緑地はおそらく反映されないため、宅地造成等で失われた緑の分だけ、緑地割合が減っているのが現状と思われる。次の10年間も同じ状況が続くと思われるため、市街地の緑地割合の30％という目標は達成困難で、現状維持でも厳しいのではないか。 衛星データでは反映されない緑をうまくカウントするような工夫ができないかという気がする。	ご意見を踏まえ、市街地における緑地割合の目標を「現状維持」に見直すこととします。ただし、国の基本方針において「市街地の緑被率が3割以上となることを目指す」とされたことから、本県においても、長期的には30％を目指したいと考えています。（資料2-3） 緑被率の算定方法については、今年度、国が地方公共団体に提示する予定になっていることから、それを基本としつつ、必要に応じてより精度が上がるような緑地割合の算定方法を検討します。

ひょうご花緑創造プラン改定に関するご意見（3/3）

	ご意見等	回答・対応
都市農地の保全活用等	市街化区域農地が減少しているのであれば、プランの中で農地についても言及した方がいい。生産緑地制度も変わってきているので、どのように保全活用できるのかということも検討できるといいと思う。	都市農地が有する多面的な機能に着目しつつ、都市における緑地の保全や無秩序な市街化抑制の観点から、都市の「農」が利活用されるような方策を検討します。 ※市街化区域内農地の転用面積を参考資料としてp.4 に掲載
持続可能な維持管理	コロナ禍を経てリモートやオンラインで仕事ができるようになったことで、住む場所の選択肢が広がった。住環境の1つとして花や緑があって、その地域や行政が力を入れているということは大きな指標になると思った。ただ、力を入れるにはお金や人手が必要になるので、どのように維持していくかを同時に考えないと、作っても守れないということが増えてしまうと思う。 自分たちが活動している地域では、担い手の中心となっている団塊の世代が後期高齢者となり、若手にどう引き継いでいくかということが大きな課題になっている。次世代に引き継ぐという視点も入れていただけたらと思う。	今後、人口減少・高齢化がさらに進展することを見据え、維持管理活動への支援、担い手の育成や連携・交流の場づくり、民間事業者の参画促進など、花緑によるまちづくりを持続的に展開するための方策について検討します。

参考 市街化区域内農地の転用面積の推移（H30～R4）

		H30-R4 転用面積 (ha)
1	姫路市	208.1
2	加古川市	64.1
3	明石市	52.0
4	神戸市	35.9
5	たつの市	25.4
6	宝塚市	21.5
7	高砂市	18.9
8	加西市	17.9
9	赤穂市	16.7
10	伊丹市	16.6
11	太子町	12.9
12	播磨町	12.9
13	福崎町	10.6
14	尼崎市	10.4
15	西宮市	10.1
16	加東市	10.1
17	川西市	9.2
18	稲美町	7.3
19	西脇市	6.6
20	三木市	6.3
21	小野市	5.8
22	相生市	4.6
23	三田市	4.1
24	上郡町	2.4
25	芦屋市	0.8
26	猪名川町	0.0
合計		591.1



○市街化区域内農地の転用面積は平成30～令和4年度の5年間で591ha

○近年、転用面積は減少傾向

※都市計画基礎調査（農地転用状況調査shapeデータ）を用いた処理に基づき集計